



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 159/2024年3月号

発行日：2024年3月26日

今年は桜のニュースを耳にしていらないと思い調べてみたところ、東京の桜の開花予想は3月24日だったようですが、本日時点でも開花の発表はなく異例な遅さとなっているようです。昨年は3月14日に開花、3月22日には満開であったようですので確かに異例というのも理解できます。桜の開花のプロセスは覚醒期と生長期に分かれており、夏に花芽がつくられ休眠状態になりますが、真冬の寒さの刺激により休眠から覚め生長を開始するとのこと。これまで春の暖かさで目覚めるのかと勘違いしていましたが、最も寒さが厳しい時に目を覚ます、それを「休眠打破」と呼び、とあり自分の目も覚める気がしました。例年より開花が遅い分、入学式や入社式に桜満開になるといいなと思います。

最新情報（2024年2月1日～2024年2月29日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2024年 2月27日	公開草案	「業種別委員会実務指針「特定複合観光施設区域整備法に基づく財務報告に係る内部統制の監査に関する実務指針」（公開草案）の公表について	特定複合観光施設区域整備法（2021年7月19日全面施行）第28条第15項により、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者等の内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられました。これを受けて、日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該監査に関する実務指針の検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期間終了
2024年 2月27日	公開草案	「業種別委員会実務指針「特定複合観光施設区域整備法に基づく監査に関する実務指針」	特定複合観光施設区域整備法（2021年7月19日全面施行。以下「法」という。）第28条第15項により、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者等の財務報告書について、公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられました。これを受けて、日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該監査に関する実	意見募集期間終了

	(公開草案)の公表について	務指針の検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
--	---------------	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 2月13日	公開草案	「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2024年2月8日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。 今回の改正は、改正倫理規則における報酬関連情報の開示規定に対応するために、2023年7月23日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」」が改正されたことを受け、検討を行ったものです。	2023年4月1日以後開始する事業年度
2024年 2月13日	公開草案	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2024年2月8日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。 今回の改正は、改正倫理規則における報酬関連情報の開示規定に対応するために、2023年7月23日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」」が改正されたことを受け、検討を行ったものです。	2023年4月1日以後開始する事業年度

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 2月5日	お知らせ	【四半期開示制度の見直しに関する留意点 Vol.3】非上場会社編	日本公認会計士協会では、2024年2月5日付けで「【四半期開示制度の見直しに関する留意点 Vol.3】非上場会社編」を公表いたしましたのでお知らせいたします。	—
2024年2月 5日	周知	監査基準報告書700周知文書第2号「株式上場承認前に有価証券届出書を提出する場合における監査報告書の発行に関する周知文書」の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、監査基準報告書700周知文書第2号「株式上場承認前に有価証券届出書を提出する場合における監査報告書の発行に関する周知文書」を公表しましたのでお知らせいたします。 2023年9月15日付けで、金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」が公表されています。これに伴い2023年10月1日より、上場日程の短縮化を含めた日程設定の柔軟化のため、新規上場申請会社が上場承認時に提出している有価証券届出書を上場承認前に提出することが可能となりました（以下、上場承認前に提出する有価証券届出書については「承認前届出書」という。）。 本周知文書は、承認前届出書を提出する方式が採用される場合における監査報告書の発行等に当たって会員の実務の参考に資するために、留意すべき事項を提供するものとなります。	—
2024年2月 9日	報告書	監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」に伴う監査基準報告書等の改正の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2024年2月8日開催の常務理事会の承認を受けて、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）に関連する以下の監査基準報告書、実務指針及び実務ガイドランスの改正を公表しましたのでお知らせいたします。	—
2024年2月 9日	周知	四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について（追加）	2023年11月20日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、当協会は、同月22日付けで、当面の監査契約書作成に当たっての留意事項として、「四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について」を公表しております。同文書では、四半期開示の見直しに対応するための法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正は、関連する基準や実務指針等の確定	—

			を待ってから行う予定である旨お知らせしております。 この度、新たに2024年12月期決算会社との間で締結する監査（及び四半期レビュー）契約書の留意事項について、追加の周知文書を取りまとめましたのでお知らせします。	
2024年2月21日	公開草案	「保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」及び保証業務実務指針2400実務ガイダンス第1号「財務諸表のレビュー業務に係るQ&A（実務ガイダンス）」の改正」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、企業会計審議会における「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」を受けて、「保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」及び「保証業務実務指針2400実務ガイダンス第1号「財務諸表のレビュー業務に係るQ&A（実務ガイダンス）」について所要の検討を行って参りました。 このたび、一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期間終了
2024年2月21日	公開草案	「期中レビュー基準報告書実務ガイダンス「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、企業会計審議会における「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」を受けて、2023年12月22日付で「四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（公開草案）を公表いたしました。 これに加え、四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表等の期中レビュー報告書の文例については、四半期財務諸表等の期中レビューに関する留意事項と併せて別途実務ガイダンスを公表することとしており、このたび、一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期間終了
2024年2月26日	翻訳完了	「サステナビリティ報告に対する信頼の構築：早急に求められる統合的内部統制」の翻訳の公表について	国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）から2023年12月12日に公表された下記の公表物の翻訳を公表いたします。 サステナビリティ報告に対する信頼の構築：早急に求められる統合的内部統制（原題：BUILDING TRUST IN SUSTAINABILITY REPORTING: The Urgent Need For Integrated Internal Control）	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」

2024年2月26日、東京証券取引所よりプライム市場の英文開示の拡充に向けて制度整備を行う旨のリリースがされました。新制度の趣旨を簡潔に列挙します。

- 東京証券取引所は、プライム市場をグローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向け市場と位置付けている。
- 英文開示の取り組みは進展している一方、海外投資家からは依然として日本語と英語の情報量や開示のタイミングの差といった情報の非対称性が投資の制約になっているなどの指摘を受けている。
- 海外投資家からの更なる投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を証券取引所として促す必要がある。

上記趣旨にしたがい、プライム市場の上場会社に対し、以下の新たな開示制度が整備されることとなりました。上段が英文開示を行うよう努める努力義務として新設された項目であり、下段は英文開示が義務化される項目となります。

制度の種類	項目		タイミング	留意事項
努力義務 (望まれる事項)	重要な会社情報		日本語と同時	英語で同一の内容の開示を行うよう努める
遵守すべき事項 (義務)	決算情報	決算短信・短信補足説明資料	日本語と同時	全書類・全文について同時開示が望まれるが一部又は概要を英語開示も可
	適時開示情報	T D n e t を利用して適時開示する会社情報		

特に注目されるのは、遵守が求められる事項として義務化された決算情報・適時開示情報の日本語と同時での英文開示かと思えます。開示にあたっては時間的制約及び人的制約も想定されるため対象会社は前広な準備が必要となります。

適用時期は、2025年4月からを予定していますが、体制整備に時間がかかる企業も想定されるため、具体的な実施予定時期を記載した書面を提出することで1年間の猶予が認められます。

日本の株式市場はバブル以来の最高値を更新し続けており、その牽引者として海外投資家の存在は明白だと思えます。まずは、プライム市場の上場会社が規制の対象となりますが、それ以外の会社も積極的に英文開示でのIR活動が求められる時代に突入したように思います。

以上

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703